

黒石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成29年2月17日告示第16号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発0609001号別紙。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令及び指針において使用する用語の例による。

(事業の種類及び実施方法)

第3条 市は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業

ア 介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業をいう。以下同じ。）

イ 介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業をいう。以下同じ。）

ウ 短期集中型通所サービス（第1号通所事業のうち保健・医療の専門職により提供される支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるもの（通所型サービスC）をいう。以下同じ。）

エ 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項第1号に掲げる事業は、次により実施するものとする。

(1) アに掲げる介護予防訪問介護相当サービス及びイに掲げる介護予防通所介護相当サービスは、指定事業者が実施する。

(2) ウに掲げる短期集中型通所サービスは、黒石市短期集中型通所サービス事業実施要綱（平成 年黒石市告示第 号）により実施する。

(3) エに掲げる介護予防ケアマネジメント事業は、黒石市地域包括支援センターが実施する。ただし、事業の一部を市長が適当と認める指定居宅介護支援事業者に委託して実施することができる。

（指定事業者が実施する第1号事業に要する費用の額）

第4条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定による指定事業者が実施する第1号事業に要する費用の額は、別表の左欄に掲げるサービスの種類ごとに、同表の中欄に掲げる単位数に同表の右欄に掲げる1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（第1号事業支給費の額）

第5条 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（その額が現

に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

- 2 事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が、同条に定める政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合において、前項の規定を適用するときは、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(支給限度額)

第6条 前条の規定により市が月を単位として支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定によるものとする。

- 2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。ただし、事業対象者の状態により市長が特に認めるときは、同号ロに定める単位数により算定することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第7条 市は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、実施要綱別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の定めるところにより、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(支給の制限等)

第8条 支給の制限、介護保険料滞納者に係る支払方法の変更、支給の支払いの一時差止、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する支給の一時差止及び介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の支給の特例について

は、法第63条から第69条まで、政令第30条から第35条まで及び省令第98条から第113条までの規定を準用する。

(指定事業者が行う事業に関する基準)

第9条 指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを実施するに当たり、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）に定める基準のうち、旧介護予防訪問介護に係る基準に従わなければならない。この場合において、旧介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

2 指定事業者は、介護予防通所介護相当サービスを実施するに当たり、旧介護予防サービス等基準に定める基準のうち、旧介護予防訪問介護に係る基準に従わなければならない。この場合において、旧介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第10条 第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、本市の区域外にある指定事業者の指定に係る事業所（市長が指定事業者の指定をしたものに限る。）において指定事業者が行う事業が行われる場合において、市長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額、事業に係る第1号事業支給費の額及び事業に関する基準は、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の長が定めるところによるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービスの種類	単位数	1単位の単価
介護予防 訪問介護 相当サービス	実施要綱 別添1の1 に定める単 位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める本市の地域区分の割合を乗じて得た額
介護予防 通所介護 相当サービス	実施要綱 別添1の2 に定める単 位数	10円に単価告示に定める本市の地域区分の割合を乗じて得た額